



法務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
190			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。	○ 判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合など要保 護の状態にある場合については、一般的に「急迫した事由のある場合」に当たり、職務保護が可能ということであれば、地方公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職務保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いしたい。 ○ 生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを踏まえれば、意思表示ができない要保護者であっても、ただちに職務保護を適用するのではなく、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年被後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。 ○ 成年被後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、請求、罰則の対象など特別の関係が生ずるものであっても、そのことのみをもって代理権の範囲に入る余地がないということではないか。 その上で、生活保護を受給することは別に財産に関する法律行為とは異なり切れないとしても、制度の趣旨・目的からすれば、実質的に包括的給付による生活保護が主であると考えられるため、必ずしも一身専属的な事項には当たらず、成年被後見人についても、その権限・職責を踏まえ、扶養義務者や同居の親族の申請を認めていることと併様に、代理申請を可能とすることはできないか。 ○ 仮に成年被後見人による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職務保護の権限とするため成年被後見人による「求め」の法定化は可能ではないか。	○ 前回答のとおり、生活保護の申請は事後的給付を受給するだけでなく、本人の職務を生じさせる行為であり、後見人が行うことができるよう財産を管理する行為や財産に関する法律行為については、一般的な「急迫した事由のある場合」に当たり、職務保護が可能ということであれば、地方公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職務保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いしたい。 ○ 保護を受けるにも関わらず申告を怠る場合については、生活保護法第25条の職務保護の要件である急迫した状況に該当するものと考えられており、今後、この内容について地方公共団体に対して、通知発出等により周知することについて検討してまいりたい。 ○ なお、専任保護者の発生・連帯等については、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について(社団法人労働者社会・保護局保護課長通知)」において、関係機関との連携等についてお示ししているところであり、実際に関係機関からの連絡により職務保護を適用している。	6【法務省】 (1)生活保護法(昭25法144) 保護の実施機関が行う職務による保護の開始(25条1項)については、資産がないなど要保護の状態にある成年被後見人が適切に保護されるよう、保護を受けるにもかかわらず意思を表示できない場合は、職務をもつて保護を開始しなければならない場合」に該当することについて、平成29年度中に地方公共団体へ通知する。 あわせて、要保護者の発見・連絡に関し、保護の実施機関と連携する関係機関として成年被後見人が含まれることを明確にするため、平成29年度中に地方公共団体に対して(の一部は正について「通知」)を発出した。 (関係府省:厚生労働省)	通知	平成30年3月30日	・平成30年5月30日付厚生労働省社会・福祉政策課長事務連絡「生活保護関係申請についての一部改正について」を発出した。 ・平成29年5月20日付厚生労働省社会・福祉政策課長事務連絡「生活保護関係申請について」を発出した。 ・平成29年5月20日付厚生労働省社会・福祉政策課長事務連絡「生活保護関係申請について」を発出した。 ・平成29年5月20日付厚生労働省社会・福祉政策課長事務連絡「生活保護関係申請について」を発出した。	
218	【千葉県】 農業協同組合単位では、地域に限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。  【香川県】 JICAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共通性と併様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		【法務省・厚生労働省】 一次回答にて回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第8条第1項において、企業体としての組織力・安定性を活かすことができると考えられる法人のみに限っており、個人事業主と法人が共同での技能実習を行うことは認められない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一括した技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である(北海道内の複数の農協について実証有)。具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者の間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の農場等で農産物の生産等の実習を行うにつ、農協等が所有する果出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることで、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思われる。  【農林水産省】 農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場にない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一括した技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の複数の農協等について実証有) 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者の間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の農場等で農産物の生産等の実習を行うにつ、農協等が所有する果出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることで、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思われる。	6【法務省】 (3)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平28法89) (4)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国機関による生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が管理職務の職務の開始に立寄資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報に開示する法律(昭15法6)第6条第3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省及び農林水産省)	周知	平成29年9～10月	平成29年9～10月に地方農協等を通じて地方公共団体に対し本件について説明を行う等により周知を実施した。	
306			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討されたい。		一次回答において回答したとおり、提案団体からの要望については、行政機関の保有する個人情報に開示する法律第8条第3号を根拠として適切に対応できるものであるが、本取組について、改めて地方公共団体及び地方入国管理局に対して周知することを検討する。	6【法務省】 (4)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国機関による生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が管理職務の職務の開始に立寄資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報に開示する法律(昭15法6)第6条第3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)	周知	平成29年11月8日	平成29年12月29日付厚生労働省社会・福祉政策課長事務連絡「外国人からの生活保護の申請に関する地方入国管理局への情報開示の取扱いについて」を併せて、併せて11月8日付法務省入国管理局から地方入国管理局に対して当該資料の提供が可能である旨を周知した。	



法務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
310			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。</p>	<p>所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)等も踏まつつ、引き続き、関係者が一体となって検討を進めてまいりたい。</p> <p>国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科金の第1回特別部会を開催したところ。同部会は12月上旬頃まで3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/policy/shingka/s103_tokubetu01.html">http://www.mlit.go.jp/policy/shingka/s103_tokubetu01.html</a>)</p>	<p>6【法務省】 (5)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために取得する場合の手続きを合理化するとともに、一定の公益性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 (関係府省: 内閣官房、総務省、農林水産省及び国土交通省)</p>	法律	平成31年6月までに実施予定	所有者不明土地の利用の円滑化を図るため、公共事業のために取得する場合の手続きを合理化するとともに、一定の公益性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。(「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号))	

法務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
273	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の新設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空家等の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。 しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要があるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることがから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	一	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、福生市、小田原市、三栄市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市、	○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存となった空き家については、法で国庫に帰するところのだから、即時国庫が入入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。 ○ 当市でも同様に、所有者が死亡した後相続がなされず、空き家の管理者等を確保できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○ 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○ 相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。 ○ 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多く感じられる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすいとする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることも検討すべきではないかと考える。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、本人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に資することができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。 ○ 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。 ○ 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。 ○ 状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事例が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分には関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。 ○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。 ○ 当市においても1件の空き家に対し6~7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんども乗掛在任者の話を取りまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。 ○ 住民苦情への対応を求めるとともに、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。	民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ(また相続財産の管理については、「相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない」とされ)、各相続人はその持分に応じて権利を行使し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、他人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。	本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利や義務の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付加には当たらないと考える。 ・地方税法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題を抱える空き家についても、空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるようにすべきである。

法務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
273			<p>【全国市長会】慎重に検討されたい。</p>	<p>○ 地方公共団体が法定相続人の中から代表者を指定し、その代表者から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる(義務づける)仕組みを検討すべきではないか。</p> <p>○ また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表者に情報提供できる仕組みを構築すべきではないか。</p>	<p>【総務省】</p> <p>○ 複数の相続人の中から特定の相続人を代表者として指定した場合、当該者が自治体からの助言等他の相続人へ伝達する相続の共有持分を超えた責任を負う結果となることから、地方公共団体の責任で指定を行うことは困難である。</p> <p>○ 地方税法における規定において、相続人の中で書類を受領する代表者が指定できる場合は、相続人のうち一部が相続人であるが明らかでない場合(相続に争いがある場合等)に限られており、相続人の生死又は住所が不明である場合は含まれないと解されている。また、代表者に指定された者は書類を受領する権限を有するものであり、相続人間の伝達や調整についての規定はない。</p> <p>○ 一方、空家法では、個々の所有者等に対して助言・指導を行うことにより、自発的に特定空家等の除去等を促すことを目的としており、所有者等が多数の場合には、書類を的確に送達するため、内容証明郵便等の活用を「特定空家等に対するガイドライン」で示している。</p> <p>○ なお、空家対策に取り組む地方公共団体等が具体的課題等について対応策を協議・検討していく「全国空家対策推進協議会」(平成29年8月31日設立)等において、国土交通省を中心として、関係府庁が連携して、当該事例を含め、地方公共団体等が直面する課題等の解決に向けて支援していく。</p> <p>【法務省・国土交通省】</p> <p>○ 民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、個人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。</p> <p>また、法定相続人の1人を代表者として、除却等を内容とする助言・指導、勧告、命令に係る書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役を担わせることは、除却等を求める処分の対象を特定の者に限定することになり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねないため、困難である。</p> <p>○ 地方税法第9条の2第2項の規定は、相続人のうち一部が相続人であるかどうか明らかでない場合(相続に争いがある場合等)に、書類の送達の特例として、相続人の中で書類を受領する代表者を指定するものである。また、納税の告知書等が、代表者に送達された場合には、その書類に係る処分は、指定に係るすべての相続人に対して効力を生ずる。</p> <p>同条の規定は、あくまで相続に争いがある場合等の規定であり、単に相続人の住所等が不明又は相続人が多数な場合には適用されないと解されており、地方公共団体は、相続人全員に対して書類を送達する必要がある。</p> <p>○ 他方、空家法では、空家の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令が規定されているが、これらの措置のうち助言・指導、勧告については、直接的な法的効果はないものの、関係権利者全員に対し除却等の必要性を理解してもらい、自発的な除却等の措置を促すためのものである。また、命令については、それに反した場合に罰則の適用があるほか、代執行の前提となるものであるため、関係権利者全員に対して行うべきものであると考える。</p> <p>なお、所有者等が多数の場合には、内容証明郵便等の活用により助言・指導、勧告の手続きを行うなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方法をガイドラインで示しているところ。(「特定空家等に対するガイドライン」)</p> <p>○ 空家対策に取り組む地方公共団体が、具体的課題について対応策を協議・検討していく「全国空家対策推進協議会」が平成29年8月31日に設立され、空家所有者の効率的な探索方法や所有者不在空家等に係る財産管理制度の活用推進方策等について、当該協議会で検討することとされており、国土交通省としては、こうした協議会の場を活用し、法務関係団体等とも連携して、具体的な課題の解決に向けて取り組んでいきたい。</p>	<p>6【法務省】</p> <p>(2)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)</p> <p>(1)空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が認知している所有者等に助言等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成30年中に情報提供する。また、地方公共団体における空家等対策に資するよう、これらの収集事例に加え、法に基づく措置の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。</p> <p>(関係府省:総務省及び国土交通省)</p> <p>(ii)空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。</p> <p>(関係府省:総務省及び国土交通省)</p>	(i)通知等	(i)平成30年12月27日	(i)空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について地方公共団体に対してアンケートを実施。当該アンケート結果をとりまとめ、平成30年12月27日に国土交通省において公表し、地方公共団体に情報提供を行った。	
							(ii)基本指針の変更	(ii)令和3年6月30日	(ii)全国空家対策推進協議会等における議論を踏まえ、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(基本指針)の変更を行い、所有者等の管理責任について、特に所有者等の適正な管理に係る意識が希薄となりやすい場合等も含めて所有者等が自主的に対応する責務があること等を明記した。	